

鳥取県告示第816号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所における家畜類の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取いなば農業協同組合

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

全国農業協同組合連合会鳥取県本部

2 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで